

令和 5 年 9 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 4 4 号

令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 4 5 号

令和 5 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 6 号

令和 5 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 7 号

令和 5 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 8 号

令和 5 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 9 号

令和 5 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 6 議案については、別途説明につき説明省略

議案第50号

射水市市税条例及び射水市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

(説明)

射水市固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）のあり方の見直しに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 委員定数の変更

審査委員会の委員の定数を「5人」から「3人」に変更するもの。

(2) 委員長の選任方法及び任期の変更

委員長の選任方法を「選挙」から「互選」に、委員長の任期を「1年」から「委員の任期」に変更するもの。

2 施行期日

令和5年12月28日

議案第51号

射水市火災予防条例の一部改正について

(説明)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号。以下「省令」という。）及び火災予防条例(例)（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号。以下「条例(例)」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 本条例で定める急速充電設備の位置、構造及び管理の基準の規定については、省令で基準が定められており、省令が次のとおり改められたことに伴い、本条例についても同様に改正するもの。

ア 急速充電設備の定義の改正

- (ア) 急速充電設備の充電対象に「電気を動力源とする船舶、航空機その他これらに類するもの」を追加
- (イ) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。）を用いるものであることを明記
- (ロ) 分離型の急速充電設備の充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）を追加
- (ハ) 全出力の上限（200キロワット）の撤廃

イ 充電ポストの位置及び構造の基準の適用除外

充電ポストの位置及び構造の基準については、急速充電設備の基準が適用されるが、次に掲げる基準については適用しないこととするもの。

- (ア) 不燃性の金属材料で造ること。
- (イ) 屋外に設ける場合は、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

ウ 蓄電池を内蔵している急速充電設備の基準の適用除外

蓄電池を内蔵している急速充電設備が講じなければならないこととされている措置について、蓄電池が主として保安のために設けるものである場合は適用しないこととするもの。

エ 充電ポストへの蓄電池の内蔵禁止

充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵してはならないこととするもの。

- (2) 喫煙所に設置しなければならないこととしている「喫煙所」の標識について、健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は、設置しなくてよいこととするもの。
- (3) 消防長が指定する「禁煙」、「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識を設置しなければならない場所において併せて設ける図記号について、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととするもの。

2 施行期日等

- (1) 施行期日

ア 1 (1)に係る改正規定 令和5年10月1日

イ 1 (2)及び1 (3)に係る改正規定 公布の日

(2) 経過措置

ア 1 (1)に係る改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の射水市火災予防条例（以下「新条例」という。）第18条の2に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

イ 1 (2)及び1 (3)に係る改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第33条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第33条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第52号

令和4年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	311,526,193円 …… (A)
前年度繰越利益剰余金	170,485円 …… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	284,000,000円 …… (C)
当年度未処分利益剰余金	595,696,678円 …… (D)
((A) + (B) + (C))	

利益剰余金処分類【剰余金処分計算書(案)】

資本金	284,000,000円
減債積立金	311,000,000円
計	595,000,000円 …… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D) - (E))

696,678円

(剰余金の処分等=地方公営企業法第32条)

議案第53号

令和4年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	442,347,271円 …… (A)
前年度繰越利益剰余金	435,692円 …… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	505,629,881円 …… (C)
当年度未処分利益剰余金	948,412,844円 …… (D)
((A) + (B) + (C))	

利益剰余金処分類【剰余金処分計算書(案)】

資本金	505,629,881円
減債積立金	442,000,000円
計	947,629,881円 …… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D) - (E))

782,963円

(剰余金の処分等=地方公営企業法第32条)

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 5 年専決処分数 1 0 号

令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 3 号）

別途説明につき説明省略

報告第12号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
9	令和5年6月13日	<ol style="list-style-type: none">1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 194,150円2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外1法人3 事由 市道側溝蓋損傷による車両破損事故 発生日 令和5年5月9日 場 所 射水市野手地内
11	令和5年8月10日	<ol style="list-style-type: none">1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 119,250円2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名3 事由 部活動中のサッカーボールの衝突による車両破損事故 発生日 令和5年6月13日 場 所 射水市立射北中学校

報告第13号

令和4年度射水市健全化判断比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.2	67.0
(12.04)	(17.04)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第14号

令和4年度射水市資金不足比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

認定第 1 号

令和 4 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上 4 件の認定について一括説明)

(決算＝地方自治法第 2 3 3 条)

(単位：円)

会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額	
一 般 会 計	44,532,757,037	42,784,389,862	40,960,564,813	1,823,825,049	
特 別 会 計	国民健康保険事業	8,432,661,000	7,818,266,366	7,763,378,329	54,888,037
	後期高齢者医療事業	2,467,017,000	2,464,608,054	2,461,634,557	2,973,497
	介護保険事業	9,500,337,000	9,490,804,532	9,378,334,087	112,470,445
	小 計	20,400,015,000	19,773,678,952	19,603,346,973	170,331,979
合 計	64,932,772,037	62,558,068,814	60,563,911,786	1,994,157,028	

備考

一般会計の収支差引残額 1,823,825,049 円には、繰越明許費に係る繰越財源 284,014,845 円及び事故繰越しに係る繰越財源 3,136,915 円を含むので、実質収支額は 1,536,673,289 円となる。

認定第 5 号

令和 4 年度射水市水道事業会計決算認定について

(説明)

当年度水道事業収益 2, 0 0 2, 7 0 1, 5 5 6 円 …… (A)

当年度水道事業費用 1, 6 9 1, 1 7 5, 3 6 3 円 …… (B)

差引当年度純利益 3 1 1, 5 2 6, 1 9 3 円

((A)－(B))

(決算＝地方公営企業法第 3 0 条)

認定第 6 号

令和 4 年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説明)

当年度下水道事業収益 3, 9 5 9, 8 5 4, 9 4 4 円 …… (A)

当年度下水道事業費用 3, 5 1 7, 5 0 7, 6 7 3 円 …… (B)

差引当年度純利益 4 4 2, 3 4 7, 2 7 1 円

((A)－(B))

(決算＝地方公営企業法第 3 0 条)

認定第 7 号

令和 4 年度射水市病院事業会計決算認定について

(説明)

当年度病院事業収益	3, 883, 921, 025円
当年度病院事業費用	3, 848, 964, 418円
差引当年度純利益	34, 956, 607円
当年度未処理欠損金	524, 026, 338円 …… (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0円 …… (B)

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金 ((A) - (B))

524, 026, 338円

(決算＝地方公営企業法第30条)